

# 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立に関する声明

2013年12月5日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

2013年（平成25年）12月4日、第185回臨時国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が可決され、成立しました。

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「KC's」といいます）は、2006年に消費者団体訴訟制度が導入され、2007年から施行が始まった後、適格消費者団体としての認定を受け、事業者に対する申入れ活動や差止請求訴訟を行っています。

これらの活動によって、問題のある契約条項や勧誘方法等について、差止めを認容する判決を得るなど、一定の成果をあげてきました。

ただ、一方で、消費者の金銭的な被害回復をできないという現実直面し、悲しい、悔しい思いをしている消費者の実効的な被害回復に限界があることも痛感してきたところで

そこで、KC'sは、集団的消費者被害回復のための新訴訟制度の創設に向け、近畿の消費者団体をはじめ、全国の消費者団体とも協力して、各種声明やパブリックコメントに対する意見の提出、議員要請活動を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。

集団的消費者被害回復のための新訴訟制度は、消費者、消費者団体が長年成立を念願してきたものであり、KC'sは、新訴訟制度の成立を歓迎するとともに、新訴訟制度の成立に尽力された関係者、市民、国会議員の皆様へ、心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

ただ、新訴訟制度は、この法律が施行される前の事案への適用制限がある点で、不十分なものと言わざるを得ません。この点については、政府において、今後の検討課題として、新訴訟制度の運用実態を見ながら、適切な見直しをなされることを求めます。

また、新訴訟制度の施行は3年後となっていますが、新訴訟制度が実効的なものとなるよう、引き続き次のような取組みがなされることを求めます。

## 1 財政面の保護

本法律では、簡易確定手続きにおける対象消費者への通知又は公告に要する費用の負担、仮差押の手続きにおける担保金の負担など、手続きを主体的に進める特定適格消費者団体の負担が極めて重くなっています。

他方、消費者団体の財政的基盤は、残念ながら、非常に脆弱であるのが現状であり、特定適格消費者団体への財政的な支援制度が是非とも必要です。政府においては、実効性のある措置を求めます。

## 2 特定適格消費者団体と消費者の連絡をスムーズに行えるようなシステムの構築

特に二段階目の手続きにおいて、消費者団体と消費者との間で、何度も意思確認をする必要があります。その場合、消費者と消費者団体が、互いに安心してスムーズに連絡を取れるようなシステム、仕組みが必要ですが、個々の消費者団体が、このようなシステム、仕組みを構築することは、多大な負担を強いられることとなります。

政府においては、実効性のあるシステム、仕組みを構築されることを求めます。

## 3 情報面での保護（P I O－N E T）

適格消費者団体の限りある人的、物的資源を有効に活用するため、同種事案の相談件数や相談件数の推移を臨機応変に知ることができる手段を適格消費者団体が持つことは極めて重要です。

適格消費者団体が個々に収集できる情報には限界があるところであり、特定適格消費者団体がみずからP I O－N E Tにキーワードを入力して検索できれば、非常に有用です。

特定適格消費者団体がP I O－N E Tを使えるよう求めます。

最後に、長年の悲願であった集団的消費者被害回復のための新訴訟制度が施行された暁には、K C’ sは、一刻も早く、悲しい、悔しい思いをしている消費者の被害を集団的かつ実効的に回復できるよう、新訴訟制度の担い手となり、積極的かつ有効に新訴訟制度を活用していく所存です。

以上